

改正後（新）

改正前（旧）

別紙様式第5

別紙様式第5

別紙様式第5

番号

平成 年度地域支援事業交付金交付決定通知書

(市町村名)

平成 年 月 日 第 号で申請のあった介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の2に基づき平成 年度地域支援事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下適正化法という。)

平成 年 月 日

都道府県知事 氏名



- 1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)
2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。
3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。
4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

番号

平成 年度地域支援事業交付金交付決定通知書

(市町村名)

平成 年 月 日 第 号で申請のあった介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の2に基づき平成 年度地域支援事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下適正化法という。)

平成 年 月 日

都道府県知事 氏名



- 1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)
2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。
3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。
4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

改正後（新）

改正前（旧）

別紙様式第5に統合

別紙様式第1.1

別紙様式第11(介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村)。

番 号

平成 年度地域支援事業交付金交付決定通知書

(市町村名)

平成 年 月 日 第 号で申請のあった介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の2に基づく平成 年度地域支援事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律(昭和30年法律第179号)(以下適正化法という。)

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第9条の規定により趣向する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名



1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官(殿)の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は、

{ 平成 年 月 日 第 号申請書記載のとおり、  
2のとおり、 } である。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別紙趣向するところによるものとする。

事業に要する経費 金 円  
交付金の額 金 円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分 事業に要する経費 交付金の額  
介護予防事業 金 円 金 円  
包括的支援事業及び任意事業 金 円 金 円

4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行われるものである。

5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。

6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。

7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、平成 年 月 日とする。

改正後（新）

改正前（旧）

別紙様式第6

別紙様式第6

別紙様式第6

番 号

平成 年度地域支援事業交付金追加交付決定(交付決定一部取消)通知書

(市町村名)

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度地域支援事業交付金については、平成 年 月 日 第 号申請に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名



1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は

平成 年 月 日 第 号申請書記載のとおり  
2のとおり

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。  
事業に要する経費 金 円(内今回増加(減少)額 金 円)  
交付金の額 金 円(内今回追加交付(一部取消)額 金 円)

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費	交付金の額
介護予防・日常生活支援総合事業	金 円	金 円
内今回増加(減少)額	円	内今回追加交付(一部取消)額 円
旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業	金 円	金 円
内今回増加(減少)額	円	内今回追加交付(一部取消)額 円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	金 円	金 円
内今回増加(減少)額	円	内今回追加交付(一部取消)額 円
包括的支援事業(社会保障充実分)	金 円	金 円
内今回増加(減少)額	円	内今回追加交付(一部取消)額 円

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

番 号

平成 年度地域支援事業交付金追加交付決定(交付決定一部取消)通知書

(市町村名)

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度地域支援事業交付金については、平成 年 月 日 第 号申請に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名



1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は

平成 年 月 日 第 号申請書記載のとおり  
2のとおり

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。  
事業に要する経費 金 円  
内今回増加(減少)額 金 円  
交付金の額 金 円  
内今回追加交付(一部取消)額 金 円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費	交付金の額
介護予防・日常生活支援総合事業	金 円	金 円
内今回増加(減少)額	円	内今回追加交付(一部取消)額 円
包括的支援事業及び任意事業	金 円	金 円
内今回増加(減少)額	円	内今回追加交付(一部取消)額 円

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

改正後（新）

改正前（旧）

別紙様式第6に統合

別紙様式第12

別紙様式第12(介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村)。

..

番 号..

..

平成 年度地域支援事業交付金追加交付決定(交付決定一部取消)通知書。

..

(市町村名)。

..

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度地域支援事業交付金については、平成 年 月 日 第 号申請に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。..

..

平成 年 月 日。

..

都道府県知事 氏 名 印。

..

1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は、

{ 平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり、 }  
{ 2のとおり。 } である。..

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。..

事業に要する経費	金	円。
内今回増加(減少)額	金	円。
交付金の額	金	円。
内今回追加交付(一部取消)額	金	円。

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。..

区 分	事業に要する経費	交付金の額
介護予防事業	金 円	金 円。
内今回増加(減少)額	金 円	金 円。
包括的支援事業及び任意事業	金 円	金 円。
内今回増加(減少)額	金 円	金 円。

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。..

改正後（新）

改正前（旧）

別紙様式第7

別紙様式第7

別紙様式第7

別紙様式第7(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村)...

番 号

番 号

平成 年度地域支援事業交付金交付額確定通知書

平成 年度地域支援事業交付金交付額確定通知書

(市町村名)

(市町村名)

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度地域支援事業交付金については、平成 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知する。

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度地域支援事業交付金については、平成 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知する。

なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成 年 月 日

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名

都道府県知事 氏 名



(別表)

(別表)

平成 年度地域支援事業交付金交付額確定内訳書

平成 年度地域支援事業交付金交付額確定内訳書

市 町 村 名

市 町 村 名

	確定額	追加交付額	返還を要する額
地域支援事業交付金	円	円	円
内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業	円	円
	旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業	円	円
	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	円	円
	包括的支援事業(社会保障充実分)	円	円

	確定額	追加交付額	返還を要する額
地域支援事業交付金	円	円	円
内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業		
	包括的支援事業及び任意事業		

改正後（新）

改正前（旧）

別紙様式第7に統合

別紙様式第13

別紙様式第13(介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村)

番 号

平成 年度地域支援事業交付金交付額確定通知書

(市町村名)

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度地域支援事業交付金については、平成 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知する。

なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名 印

(別表)

平成 年度地域支援事業交付金交付額確定内訳書

市 町 村 名

		確定額	追加交付額	返還を要する額
地域支援事業交付金		円	円	円
内 訳	介護予防事業			
	包括的支援事業 及び任意事業			

改正後（新）

別紙様式第 8  
(略)

別紙様式第 8 様式 1

別紙様式第 8 様式 1  
平成 年度地域支援事業交付金所管関係諸市町村別内訳(総指額)

(項) 高齢者日常生活支援等推進費  
(目) 地域支援事業交付金

市町村名	区 分	助事業費	交付金等以外の収入額	勘定科目	対象経費支出予定額	基準額	交付金基本額	交付金所管額	社会事業費等交付金所管額	備 考
1	高齢者(1)	高齢者(1)-高齢者生活支援総合事業								
		認知症予防・日常生活支援総合事業又は認知症予防事業								
		包括的支援事業(地域包括ケアセンターの運営及び実施)								
		生活支援・介護予防推進事業								
		認知症地域支援推進事業								
		認知症ケア向上推進事業								
2	高齢者(2)	高齢者(2)-高齢者生活支援総合事業								
		認知症予防・日常生活支援総合事業又は認知症予防事業								
		包括的支援事業(地域包括ケアセンターの運営及び実施)								
		生活支援・介護予防推進事業								
		認知症地域支援推進事業								
		認知症ケア向上推進事業								
3	高齢者(3)	高齢者(3)-高齢者生活支援総合事業								
		認知症予防・日常生活支援総合事業又は認知症予防事業								
		包括的支援事業(地域包括ケアセンターの運営及び実施)								
		生活支援・介護予防推進事業								
		認知症地域支援推進事業								
		認知症ケア向上推進事業								
4	高齢者(4)	高齢者(4)-高齢者生活支援総合事業								
		認知症予防・日常生活支援総合事業又は認知症予防事業								
		包括的支援事業(地域包括ケアセンターの運営及び実施)								
		生活支援・介護予防推進事業								
		認知症地域支援推進事業								
		認知症ケア向上推進事業								
5	高齢者(5)	高齢者(5)-高齢者生活支援総合事業								
		認知症予防・日常生活支援総合事業又は認知症予防事業								
		包括的支援事業(地域包括ケアセンターの運営及び実施)								
		生活支援・介護予防推進事業								
		認知症地域支援推進事業								
		認知症ケア向上推進事業								
合計										

(注) 1 区分欄における「実施事業名」欄には、介護予防事業又は介護予防・日常生活支援総合事業のうち、実施している事業名を記入すること。  
2 B欄には、交付金額の41に5割付き金その他の収入額を記入すること。  
3 E欄には、交付金額に定まる基準額を記入すること。  
4 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。  
5 G欄には、F欄の額に交付金額4の第4欄に定まる交付率を乗じて算出した「1円未満の端数を切り上げた額」を記入すること。

改正前（旧）

別紙様式第 1 4  
(略)

別紙様式第 1 4 様式 1

別紙様式第 1 4 様式 1  
平成 年度地域支援事業交付金所管関係諸市町村別内訳(総指額)

(項) 高齢者日常生活支援等推進費  
(目) 地域支援事業交付金

市町村名	区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費支出予定額	基準額	交付金基本額	交付金所管額	備 考	
										A
1	高齢者(1)	実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
		生活支援・介護予防サービス基盤整備事業								
2	高齢者(2)	実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
		生活支援・介護予防サービス基盤整備事業								
3	高齢者(3)	実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
		生活支援・介護予防サービス基盤整備事業								
4	高齢者(4)	実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
		生活支援・介護予防サービス基盤整備事業								
5	高齢者(5)	実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
		生活支援・介護予防サービス基盤整備事業								
合計										

(注) 1 区分欄における「実施事業名」欄には、介護予防事業又は介護予防・日常生活支援総合事業のうち、実施している事業名を記入すること。  
2 B欄には、交付金額の41に5割付き金その他の収入額を記入すること。  
3 E欄には、交付金額に定まる基準額を記入すること。  
4 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。  
5 G欄には、F欄の額に交付金額4の第4欄に定まる交付率を乗じて算出した「1円未満の端数を切り上げた額」を記入すること。



改正後（新）

別紙様式第8様式2

別紙様式第8様式2  
平成 年度地域支援事業交付金精算書市町村別内訳(総括表)

(項)高齢者日常生活支援等推進費  
(目)地域支援事業交付金

項目	市町村名	区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費 実支出額	基準額	交付基本額	交付金所要額	総合事業調整 交付金所要額	備考
			A	B	C(A-B)	D	E	F	G	H	
1		介護予防・日常生活支援総合事業									
		認知予防・日常生活支援総合事業又は認知介護 多段階事業									
		包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 及び付帯事業									
		在宅医療・介護連携推進事業									
		生活支援体制整備事業									
2		介護予防・日常生活支援総合事業									
		認知予防・日常生活支援総合事業又は認知介護 多段階事業									
		包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 及び付帯事業									
		在宅医療・介護連携推進事業									
		生活支援体制整備事業									
3		介護予防・日常生活支援総合事業									
		認知予防・日常生活支援総合事業又は認知介護 多段階事業									
		包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 及び付帯事業									
		在宅医療・介護連携推進事業									
		生活支援体制整備事業									
4		介護予防・日常生活支援総合事業									
		認知予防・日常生活支援総合事業又は認知介護 多段階事業									
		包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 及び付帯事業									
		在宅医療・介護連携推進事業									
		生活支援体制整備事業									
5		介護予防・日常生活支援総合事業									
		認知予防・日常生活支援総合事業又は認知介護 多段階事業									
		包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 及び付帯事業									
		在宅医療・介護連携推進事業									
		生活支援体制整備事業									
合計		介護予防・日常生活支援総合事業									
		認知予防・日常生活支援総合事業又は認知介護 多段階事業									
		包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 及び付帯事業									
		在宅医療・介護連携推進事業									
		生活支援体制整備事業									

(注) 1 区分欄における「実施事業名」欄には、介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業又は認知予防・日常生活支援総合事業のうち、実施している事業名を記入すること。  
2 B欄には、交付要綱の4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。  
3 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。  
4 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。  
5 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4項に定める交付金所要額を併せて算出した「1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てること」を記入すること。

改正前（旧）

別紙様式第14様式2

別紙様式第14様式2  
平成 年度地域支援事業交付金精算書市町村別内訳(総括表)

(項)高齢者日常生活支援等推進費  
(目)地域支援事業交付金

項目	市町村名	区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費 支出予定額	基準額	交付基本額	交付金所要額	備考
			A	B	C(A-B)	D	E	F	G	
1		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
2		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
3		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
4		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
5		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
合計		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								

(注) 1 区分欄における「実施事業名」欄には、介護予防事業又は介護予防・日常生活支援総合事業のうち、実施している事業名を記入すること。  
2 B欄には、交付要綱の4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。  
3 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。  
4 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。  
5 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4項に定める交付金所要額を併せて算出した「1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てること」を記入すること。



改正後（新）

改正前（旧）

以下様式削除

別紙様式第2様式2の(2)

様式2の(2) (介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村)

平成 年度 任意事業実施計画書

任意事業 (交付要綱3の(1)のウの事業)

介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業	ア 認知症初期集中支援推進事業 イ 認知症地域支援推進員等設置事業 ウ 認知症ケア向上推進事業 エ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業
実施主体	
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
事業費	円
具体的な事業 名、事業内容 及び事業費	

(注)

- 1 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～エの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別様で作成し、要綱等関係書類を添付すること。
- 2 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。
- 3 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」には、ア～エの各事業における具体的な取組毎に記入すること。
- 4 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」に事業内容を記載する際、具体的かつ簡潔に記入すること。

保険者名		
都道府県コード	市区町村コード	C・D



改正後（新）

改正前（旧）

別紙様式第4様式2の(3)

様式2の(3)（介護予防・高齢生活支援協働事業を実施する町町村）

平成 年度事業実施報告書

任意事業（交付要領3の(1)のウの事業）

介護保険法第115条の4第3項に基づく事業	ア 認知症予防期集中支援施設事業
	イ 認知症高齢者機能訓練等設置事業
	ウ 認知症ケア向上推進事業
	エ 生活支援・介護予防サービスの認知症受療事業
実施主体	
実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
事業費	円 （実施回数 円）
具体的な事業名、事業内容及び事業費	

（注）

- 「介護保険法第115条の4第3項に基づく事業」は、ア～エの該当する事業の記号に「Q」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別様で作成し、重複関係整理を添付すること。
- 「事業費、特に、対象経費支出額を記入し、「実施回数」には、実施回数の額（対象経費支出額）を記入すること。
- 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」には、ア～エの各事業における具体的な事業毎に記入すること。
- 「具体的な事業名、事業内容及び事業費」に事業名を記載する際、事業を実施している場合は、（ ）書きで、実施先を記入すること。
- 「具体的な事業名、事業内容及び事業費」に事業内容を記載する際、具体的な介護に記入すること。
- 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」に事業費を記載する際、実施額の総額に（ ）書きで、実施回数額の（対象経費支出額）を記入すること。

採録番号	
都道府県コード	市区町村コード

改正後（新）

改正前（旧）

別紙様式4 様式3

様式3（介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村）

平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業実施報告書

介護保険法第115条の4第2項に基づく事業

予防サービス事業及び生活支援サービス事業

対 象 者	(ア) 居宅利用者向け事業	(イ) 二次予防事業対象者向け事業
事業費計	円	円
同事業を介護給付等で実施したと 仮定した場合に認定される費用の額	円	
事業対象者	人	人
事業詳細 (具体的な事業名、 事業内容及び事業費等を記入)		

ケアマネジメント事業

対 象 者	(ア) 居宅利用者向け事業	(イ) 二次予防事業対象者向け事業
事業費計	円	円
同事業を介護給付等で実施したと 仮定した場合に認定される費用の額	円	
事業詳細 (具体的な事業名、 事業内容及び事業費等を記入)		

※第 4 期介護保険事業計画における(ア)居宅利用者向け事業に関する対象者数の推移について

	平成 年度	平成 年度	平成 年度
居宅利用者数	人	人	人
本事業対象者数	人	人	人
割合	%	%	%

- (注) 1 事業費は、対象経費実支出額を記入すること。
- 2 「同事業を介護給付等で実施したと仮定した場合に認定される費用の額」の欄については、介護予防・日常生活支援総合事業で見込んでいた居宅利用者にかかる経費について、当該事業で行わないものとするは、介護給付等に該当することとなる費用の認定額を記入すること。
- 3 「事業対象者」は居宅利用者、二次予防事業対象者、それぞれ事業を利用した実人数を記載すること。
- 4 事業詳細には、取組毎に具体的な事業名、実施内容及び事業費等を順番に記入すること。
- 5 居宅利用者に関する見込み者数の推移は、平成24年度、25年度に介護予防・日常生活支援総合事業を実施した場合は、各事業年度の事業を利用した実人数を記載して下さい。実施していない場合は記載は不要です。また、平成26年度の本事業対象者数と、3の事業対象者の居宅利用者の人数は同じ数字を記載して下さい。

保険者名	市区町村コード	CD
郵便番号コード		

改正後（新）

改正前（旧）

別紙様式第8様式2の(2)

様式2の(2)（介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村）

平成 年度 任意事業実施計画書

任意事業（交付要綱3の(2)のウの事業）

介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業	ア 認知症初期集中支援推進事業 イ 認知症地域支援推進員等設置事業 ウ 認知症ケア向上推進事業 エ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業
実施主体	
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
事業費	円
具体的な事業 名、事業内容 及び事業費	

(注)

- 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～エの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別様で作成し、要綱等関係書類を添付すること。
- 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。
- 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」には、ア～エの各事業における具体的な取組毎に記入すること。
- 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」に事業内容を記載する際、具体的かつ簡潔に記入すること。

保険者名		
都道府県コード	市区町村コード	C・D